

新	旧	備考
簡易通知型包括保険約款 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00006 沿革 (略) <u>令和4年6月17日 一部改正</u>	簡易通知型包括保険約款 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00006 沿革 (略)	
(定義) 第2条 この約款、簡易通知型包括保険手続細則（平成29年4月1日17 - 制度 - 00040。以下「手続細則」という。）、簡易通知型包括保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00049。以下「運用規程」という。）、簡易通知型包括保険の引受基準等について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00087。以下「引受基準」という。）、及び貿易保険の保険料率等に関する規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070。以下「保険料率等規程」という。）において使用される用語の定義は、法によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号による。 一～二十一 (略) 二十二 「増加費用」とは、第11条第3号に定める<u>輸送費用</u>の増加額をいう。 二十三～二十四 (略) 二十五 「未回収額」とは、輸出契約等に係る以下の各金額のうち、第34条に基づく保険金の支払の請求時において回収できていない金額（延滞利息を除く。）をいう。	(定義) 第2条 この約款、簡易通知型包括保険手続細則（平成29年4月1日17 - 制度 - 00040。以下「手続細則」という。）、簡易通知型包括保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00049。以下「運用規程」という。）、簡易通知型包括保険の引受基準等について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00087。以下「引受基準」という。）、及び貿易保険の保険料率等に関する規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070。以下「保険料率等規程」という。）において使用される用語の定義は、法によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号による。 一～二十一 (略) 二十二 「増加費用」とは、第11条第3号に定める<u>運賃又は保険料</u>の増加額をいう。 二十三～二十四 (略) 二十五 「未回収額」とは、輸出契約等に係る以下の各金額のうち、第34条に基づく保険金の支払の請求時において回収できていない金額（延滞利息を除く。）をいう。	

イ～ロ（略） ハ 第11条第3号のてん補危険にあつては、同号に規定する事由により航海又は航路の変更があつた場合に被保険者が負担することとなった<u>輸送費用</u>の額から、当該事由が生じなかった場合に被保険者が負担すべきであつた<u>輸送費用</u>の額を控除した残額 二十六～二十八（略）	イ～ロ（略） ハ 第11条第3号のてん補危険にあつては、同号に規定する事由により航海又は航路の変更があつた場合に被保険者が負担することとなった<u>運賃又は保険料</u>の額から当該事由が生じなかった場合に被保険者が負担すべきであつた<u>運賃又は保険料</u>の額を控除した残額 二十六～二十八（略）	
（てん補危険） 第11条 日本貿易保険は、次の各号の損失のうち保険契約により規定された損失を、この約款及び保険証券の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。 一～二（略） 三 被保険者が、予定航海等に関し次条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由によって航海又は航路に変更があつたことによつて生ずる<u>輸送費用</u>の増加額を新たに負担することとなつたことにより受ける損失。ただし、次条第1号又は第3号から第9号までのいずれかに該当する事由であつて、仲介貿易貨物の船積国において生じた事由により受ける損失を除く。	（てん補危険） 第11条 日本貿易保険は、次の各号の損失のうち保険契約により規定された損失を、この約款及び保険証券の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。 一～二（略） 三 被保険者が、予定航海等に関し次条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由によって航海又は航路に変更があつたことによつて生ずる<u>運賃又は保険料</u>の増加額を新たに負担することとなつたことにより受ける損失。ただし、次条第1号又は第3号から第9号までのいずれかに該当する事由であつて、仲介貿易貨物の船積国において生じた事由により受ける損失を除く。	
（損失額） 第14条（略） 2（略） 3 第11条第3号のてん補危険の損失額とは、輸出契約等に関して、同号に規定する事由により航海又は航路の変更があつた場合に被保険者が負担することとなつた<u>輸送費用</u>の額から当該事由が生じなか	（損失額） 第14条（略） 2（略） 3 第11条第3号のてん補危険の損失額とは、輸出契約等に関して、同号に規定する事由により航海又は航路の変更があつた場合に被保険者が負担することとなつた<u>運賃又は保険料</u>の額から当該事由が生	

った場合に被保険者が負担すべきであった<u>輸送費用</u>の額を控除した残額から、次条第2号から第4号までの金額を控除した残額をいう。	じなかった場合に被保険者が負担すべきであった<u>運賃又は保険料</u>の額を控除した残額から次条第2号から第4号までの金額を控除した残額をいう。	
<u>附 則</u> <u>この改正は、令和4年7月1日から実施する。</u>		